

Ownership of Trust Property in China : A Comparative and Social Capital Perspective

孟, 珍

<https://hdl.handle.net/2324/1543924>

出版情報 : 九州大学, 2015, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 : やむを得ない事由により本文ファイル非公開 (3)

氏名	孟 珍		
論文名	Ownership of Trust Property in China: A Comparative and Social Capital Perspective (中国における信託財産に対する所有権の所在:比較法及びソーシャル・キャピタルの観点から)		
論文調査委員	主査	九州大学	教授 寺本 振透
	副査	九州大学	准教授 マーク・フェニック
	副査	学習院大学	教授 原 恵美

論文審査の結果の要旨

本論文は、2001年に施行された中華人民共和国（以下、「中国」と略称）の信託法について、中国の法曹と法学者の間で大きな論争の対象となっている問題、すなわち、信託財産に対する所有権が誰に帰属しているのか、同法がそれを明らかにしていないことは是正されるべきではないのか、という疑問に対して、比較法的視点および中国金融実務の要請に鑑みてこの問題提起の正当性への理解を示しつつ、現代の中国社会の状況に対する綿密な質的調査の結果を踏まえて、そのような曖昧さを内包した立法は、現時点では、一定の合理性があることを示す。本論文は、さらなる展開として、今後の中国社会における都市中流層の拡大にともなって、将来に向けて信託財産の所有権の帰属先を立法によって確定する必要があるのかにつき、ソーシャル・キャピタル論を駆使して示唆を与えるものである。

本論文の構成と各章の要点は、次の通りである。

「序章 (Introduction)」は、中国の信託法をめぐる問題の状況を概観し、本論文が取り組む課題を明らかにする。問題の始まりは、中国信託法第2条「(和訳) この法律にいう信託とは、委託者が受託者に対する信任に基いてその財産権を受託者に委託し、受託者が委託者の意思に従い、自己の名義で受益者の利益または特定の目的のため、管理または処分する行為を指す」(英訳: Trust refers to that the settlor, based on his faith in trustee, entrusts his property rights to the trustee and allows the trustee to, according to the will of the settlor and in the name of the trustee, administer or dispose of such property in the interest of a beneficiary or for any intended purposes.)

(原語: 本法所称信托, 是指委托人基于对受托人的信任, 将其财产权委托给受托人, 由受托人按委托人的意愿以自己的名义, 为受益人的利益或者特定目的, 进行管理或者处分的分的行为。)。この条文は、信託財産に対する所有権が委託者の手を離れるのかどうかを示していない。また、そうであれば当然のことではあるのだが、仮に、信託財産に対する所有権が委託者の手を離れたとしても、それが、受託者に帰属するのか、受益者に帰属するのか、あるいは、双方に分かれて帰属するのかについても、手がかりは示されていない。そこから、本論文が議論する問題が引き起こされているということが、説明されている。

次に、「第1章 (Trust Law of China and its Uncertainty Regarding the Location of Ownership of Trust Property) (中国信託法と、信託財産に対する所有権の所在に関する同法の不確実性)」が、前記の、中国の法曹と法学者の間における大論争を詳しく説明するとともに、中国信託法の不確実性が引き起こしている、金融実務界にとっての不都合を説明する。法曹と法学者の意見は、英米法の考え方、あるいは、信託を法制度にとりいれた大陸法国の制度を参照しつつも、さまざまに分かれているが、生産的な見解を示すことができないままであることが説明される。また、中国の裁判例も、数が少ないにもかかわらず、考え方が分かれていることが説明される。一方では、信託を名乗る地下銀行等の活動を

取り締まりつつ、富裕層および中流層向けの資産運用への需要にこたえるため、また、資産の流動化・証券化のテクニックを用いたファイナンスへの需要にこたえるために、健全な信託を発展させるべく信託法が制定されたにもかかわらず、信託財産に対する所有権の所在が曖昧であるがゆえに金融商品の開発が進まないという問題に直面していることが説明される。これらの説明によって、本論文が取り組む問題が、単なる学問的興味に由来するものではなく、実社会において重要な、労力を傾けて研究されるべきものであることが、明らかにされる。一方では、中国信託法第2条が、信託財産に対する所有権の所在について明らかにしなかったことについて、社会的な理由があるのではないか、という疑いが示される。

この、「起」にあたる部分について注目すべきことは、中国が実質的な必要があつて信託の導入を決意したことが、簡潔だが事実の裏付けをもって説明されるとともに、研究の課題が、単なる興味に基づくものではなく、実務的な確固たる必要性に裏付けられていることが説明されていることである。

続いて、「第2章（“Dual Ownership” vs. “Absolute Ownership” : A Comparative Analysis）（「二重の所有権」対「絶対的な所有権」：比較法分析）」は、理論的な分析の基礎となる、英米法における所有権の考え方と大陸法における所有権の考え方の違いを説明し、そのうえで、さまざまな大陸法諸国が信託を導入するにあたって、信託財産に対する所有権をどのように扱ってきたかが比較され、そこから、中国が学ぶことのできる示唆が探索される。多くの国々が、信託財産に対する所有権の所在を明確にしてきたことが明らかにされ、また、そのことには、不動産登記等を通じた信託の公示とのインタフェースの構築しやすさといった実務的な利点があることも指摘される。そして、とりわけ、韓国や台湾も追随している日本の制度、すなわち、信託財産に対する所有権が受託者のみに帰属することを明らかにすることで伝統的な大陸法の所有権に対する考え方の衝突を避けつつ、信託法が明示的に受益者に強い権利を与える（受託者の側からみると重い義務が課される）ことで、英米法における信託に近い実質を達成し、信託を利用した金融商品の活用が隆盛であることが指摘され、それらが中国にとって学ぶべき示唆を与えていることが指摘される。

この、「承」にあたる部分で評価されるべきことは、中国の信託が外から継受したものであり、また、その時期も東アジアではかなり遅いものであることに鑑み、当然に期待される基本的かつ保守的な研究の方法である比較法研究がなされ、とりわけ、東アジアにおける信託法制定では先輩となる日本との比較が、実務面に目配りしつくなされていることである。

一転して、「第3章（“Social Capital, Trust, and Guanxi（関係）”）（“ソーシャル・キャピタル、信頼、そして関係（グワンシー）”）」は、実社会における相互信頼の水準とかけはなれたところで信託法の条文をデザインしたとしてもそれは機能しないであろうという想定に立ち、では、中国社会の現実における相互信頼の水準はどうなっているのか、という問題を提起する。そして、そのような問題を議論するために必要と思われる、現代の社会学で広く利用されている概念である、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本。人と人との間の継続的かつ良好な関係が利益を産み出す源泉すなわち資本となるという考え方）、信頼（血縁による、実際の交流の結果による、法律その他の制度の裏付けによる等、様々な事情に由来する信頼があると考えられている）、そして中国において特に色濃く見られる相互信頼のかたちといわれる関係（グワンシー。濃密な人的ネットワークに基盤を持つ信頼）について、説明する。

そして、「第4章（“An Empirical Study on China Trust Industry: Methods”）（“中国の信託業界の実態調査：手法”）」は、一方では業界やアナリストが発信する情報に依拠しつつ、中国の信託会社が商業銀行の有する顧客ネットワークに依存して富裕層向けの財産管理等の事業を展開して

いるのに、商業銀行自身がその分野に進出することで信託会社が独自に顧客からの信頼を醸成して事業を展開することを迫られている現状を説明する。他方では、中国の都市に居住する中流層の市民を対象にして金融サービス事業者に対する需要と信頼の水準を推し量るための質問が筆者自身によって設計され、実践され、その結果が紹介される。

さらに、「第5章（“Current Trust Industry in China: A Dense Network”）」（“現在の中国における信託業界：密なネットワーク”）」では、第4章に示された結果を読み取ることによって、現在の中国における信託業界が関係（グワンシー）に代表される密なネットワークに依存して発展している性格が濃厚であり、中流層の市民からすると銀行預金よりももっと利回りのよい資産運用の方法に対する強い需要があるにもかかわらず、商業銀行に対して持っているような法制度と実績に裏付けられた信頼を、信託会社に対しては持てないでいる、商業銀行以外の金融機関に対して資産の管理をまかせることに強い躊躇がある、商業銀行における預金より高い利回りを求めるときは自分自身の名義で不動産を取得することを考えがちである、という分析結果が導き出される。このことは、受託者となる信託会社が、委託者および/または受益者となる中流層からもっと実質的な水準の信頼を得て、それをソーシャル・キャピタルとして利用できる状態に到達しなければ、信託会社が利用されづらいし、信託財産の所有権が受託者に移転することを市民が歓迎する状態にはないという示唆が示される。

これら第3章から第5章までの、「転」にあたる部分で評価されるべきことは、実態調査が漫然としたアンケートに墮することがないように、社会調査の分野では基軸的な道具として使われる概念を堅実に学習し、かつ、読者がそれをフォローできるように配慮されていること、そして、むやみに目新しい概念を追わず、やや多義的であるとはいえ、広く使われており、その概念を使用する文脈については特段の争いがなく、社会調査を試みる者ならば誰もが学習する James Coleman、Robert Putnam、Nan Lin などの古典的かつ代表的な文献に沿った概念を採用していることである。そのことにより、第4章における調査が、将来のフォローアップの調査を設計しやすくなっていることも、たいへん注意深い態度であるといえる。そして、実態が何も見えない状態でいきなり量的調査を敢行するのではなく、注意深く、人数を絞った質的調査を丹念に行っていることである。

最後に、「第6章（“The Chinese Trust Industry in the Near Future Towards A Sparse Network: From Guanxi to Institutionalized Trust?”）」（“近い将来の、疎なネットワークに向かう中国の信託業界：グワンシーから制度的信頼へ？”）」および「結語（“Conclusion”）」は、信託財産の所有権の帰属についてあいまいな信託法が実務上の問題をかかえているものの、信託会社に対する制度的な信頼が低い水準にある現時点では、もっともな面もあることを指摘する。その一方では、都市の中流層が、従来のグワンシーを中心とする密な相互の関係性ではなく、お互いに疎な関係性の中で生活するようになってきていることを指摘し、先進国のように、制度的な信頼が醸成されていくであろうし、そのときには、信託財産の所有権の帰属をより明らかにするような信託法の改正が正当化されるであろうという希望を示す。

この結論部分で注目されるべきことは、理論的にクリーンな立法よりも、曖昧さを残しつつも現実社会と遊離していない立法の方がより合理的である可能性を示す冷静さと穏当さを保ちつつ、将来の中国社会の変化に対する積極的な希望が示されていることである。

以上のように、本論文は、比較法と社会調査の双方を用いて丹念な調査と分析を行うことで、単なる理論の輸入ではない、現実味のある、強いインパクトがあり、日本その他中国以外の研究者や実務家にとっても、非常に重要な知見と学ぶべき手法を提供するものとして高く評価すべきであり、本論文が、博士論文に必要な独自性の水準を十分に満足していることは明白である。

もっとも、本論文については、グアンシーとは異なるタイプの新しい密な関係性（例えば、富裕層とファンド・マネジャーたちとの社会関係など）の発展が信託業界および信託法制に与えるであろう影響、中国信託法が信託財産に対する所有権の帰属を明らかにする時点には準備が期待される登記や登録による対抗要件制度の設計についての詳細な議論、質的調査に続く量的調査など、さらなる調査と研究を期待したい部分も存在する。しかし、それらの点は、本研究を学位論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ、今後の研究課題としての取り組みに期待すべきものである。とりわけ、新しい密な関係性については、研究者自身の社会関係の成熟と財産形成の経験を待ってから研究に取り組むことが好ましいと思われるし、量的調査については、官公庁ないし業界団体などの調査機関との連携によって行うことが好ましいと思われる。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するに値するものと認定する。

